

牛伝染性リンパ腫（EBL）

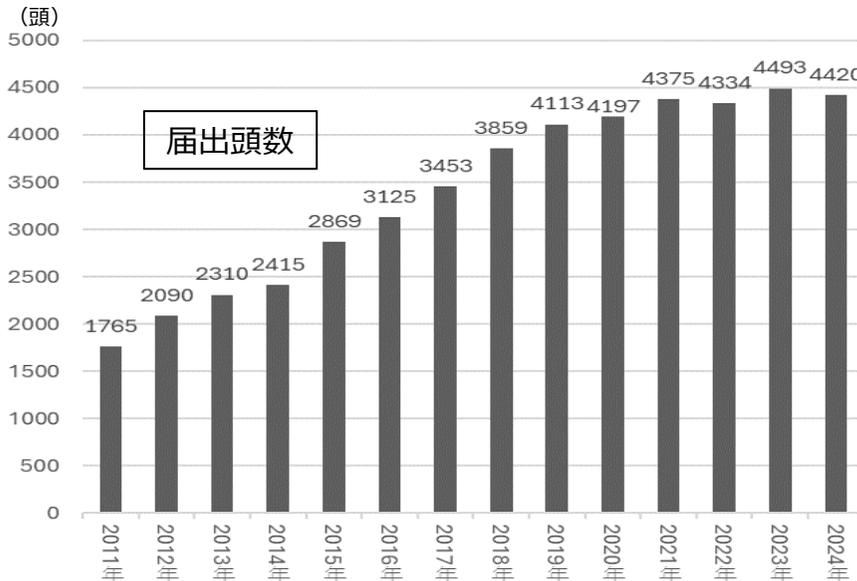
- **ウイルス**（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病（届出伝染病）。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。**感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全う**できる。発症すると削瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、**飼養農家の経営に大きな影響**を与える。
- **治療法やワクチンはない**。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、**人為的伝播を引き起こす行為の排除**が重要。
また、**検査による農場内の感染牛の把握**や感染牛の**計画的な更新**など、中長期的な視点に立った対策が重要。

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%



※調査期間：平成21（2009）年12月～翌3月（乳用牛）、平成22（2010）年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- **衛生対策ガイドライン**を策定（平成27（2015）年4月）
 - ✓ **人為的な伝播を引き起こす行為の排除**
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ✓ **飼養者の自農場の浸潤状況の把握**
 - ✓ **経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施**
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ✓ **農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減**
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧

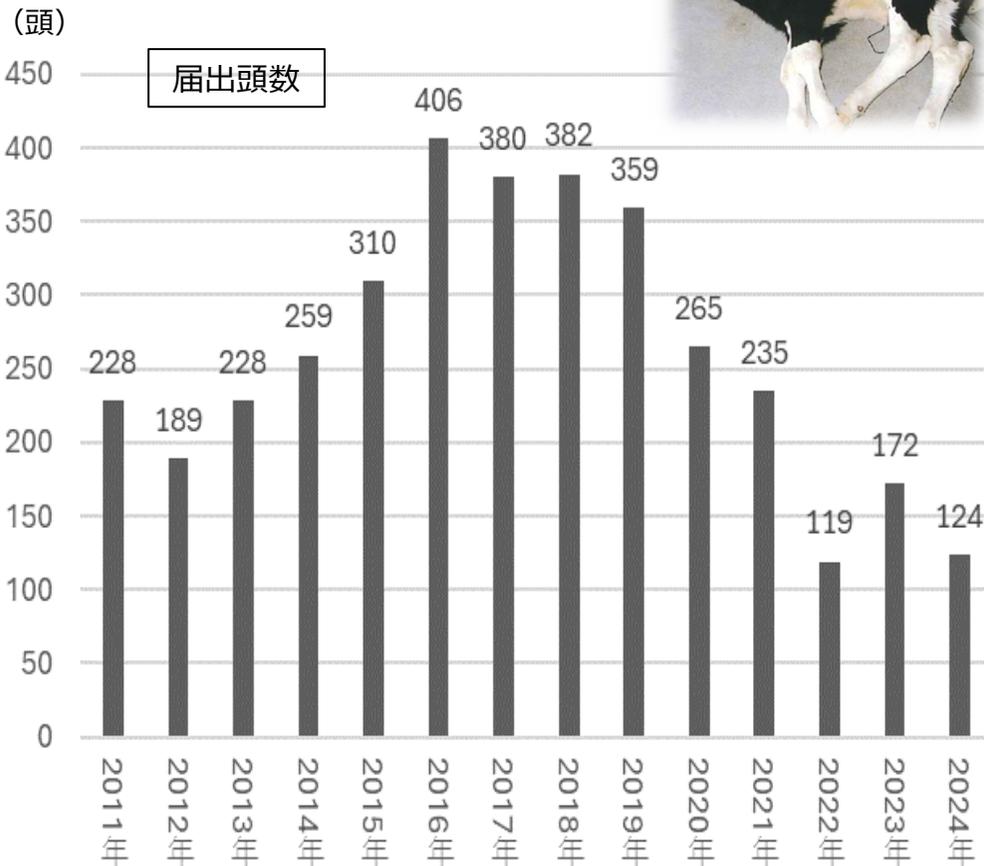
支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- **家畜共済**
 - 農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払

牛ウイルス性下痢 (BVD)

- **ウイルス** (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す**牛**の疾病 (届出伝染病)。
- **ウイルスを含む分泌物** (唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等) を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、**経営上悪影響**となる。
- **妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛**は**持続感染牛 (PI牛)**として生涯にわたりウイルスを排せつし続け、農場内において本病をまん延させる原因となるため、**PI牛の摘発・自主とう汰**が重要。

現状



対策の方向性

- **防疫対策ガイドライン** (平成28 (2016) 年 4月)
 - 感染源の**PI牛を特定**し、感染拡大防止を図ることが重要。
- ✓ **発生予防対策**
 - ・本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
 - ・陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
 - ・予防接種の励行
- ✓ **まん延防止対策**
 - ・PI牛摘発のための定期的な検査の実施
 - ・摘発後の新生子牛に対する検査の実施
 - ・自主とう汰の推進

支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 検査による**PI牛の摘発・とう汰**、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

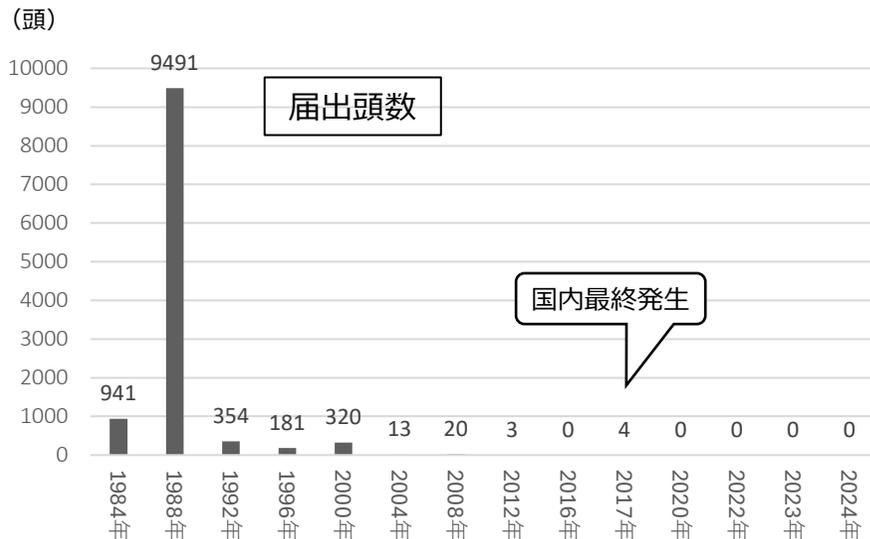
オーエスキー病

- **ウイルス**（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする**豚**の疾病（届出伝染病）。
- 発症豚の分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
- 感染豚では**潜伏感染**（ウイルスが不活性化状態で体内に維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスによって**ウイルスが再活性化すると新たな感染源**となる。

現状



- 昭和56（1981）年に初めて発生し、全国に拡大。
 - 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
 - 令和5（2023）年1月、**全都道府県が清浄県※に移行**。
- ※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階（ステータスⅢ）又は清浄段階（ステータスⅣ）である都道府県。



対策の方向性

- **オーエスキー病防疫対策要領**
（平成3（1991）年3月制定、平成29（2017）年3月最終改訂）
 - ・衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種（識別）の励行。
 - ・抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

(地域ステータス)

ステータスⅠ 清浄化の体制構築
 ステータスⅡ（前期）浸潤状況の把握
 ステータスⅡ（後期）ワクチン接種の推進

浸潤県

↓ 野外ウイルスが存在しない

ステータスⅢ（前期）検査による清浄性確認
 ステータスⅢ（後期）ワクチン接種中止
 ステータスⅣ 清浄化達成

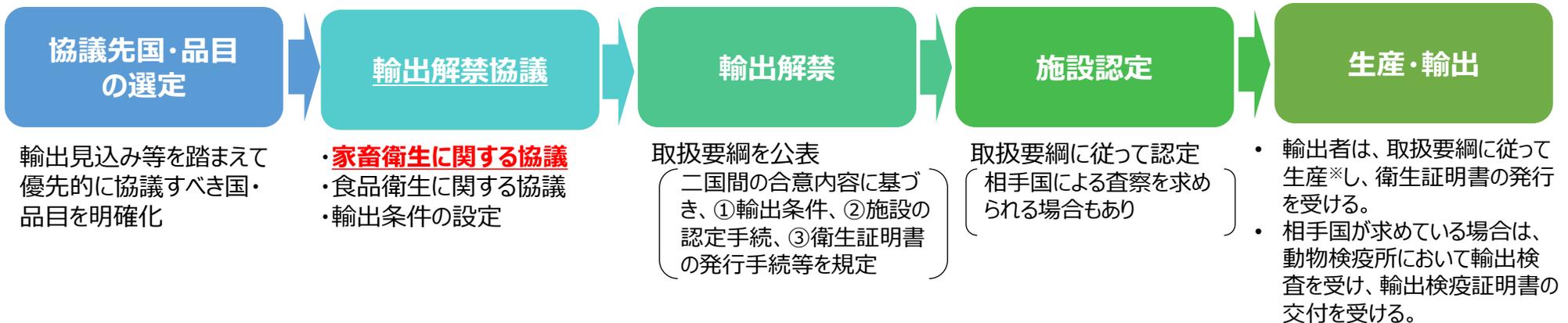
清浄県

- 全国が清浄県となったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により、**継続的に清浄性を確認**。

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

- 輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。
- うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**）が中心。
- 解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生すると相手国から輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。

畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要（HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等）

地域主義とは

- ✓ 疾病発生国であっても、**疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認める**という概念

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	○	○	○	○	○
	台湾	○			○	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			○	●※
	タイ	○	○			○
	インドネシア	○				●
	フィリピン	○			●	○
	マカオ	○	○	○	○	○
	ベトナム	○	○	○		○
	ミャンマー	○				
	シンガポール	○	○	○	○	○
	マレーシア	○				○
北米	米国	○			○	○
	カナダ	○				○
太洋州	豪州	○				○
	ニュージーランド	○				○
中南米	メキシコ	○				
	ブラジル	○				
	アルゼンチン	○				
	ウルグアイ	○				
中東	アラブ首長国連邦	○	○		●	○
欧州	E U及び英国	○		○	○	○
その他	ロシア	○		●	●	○

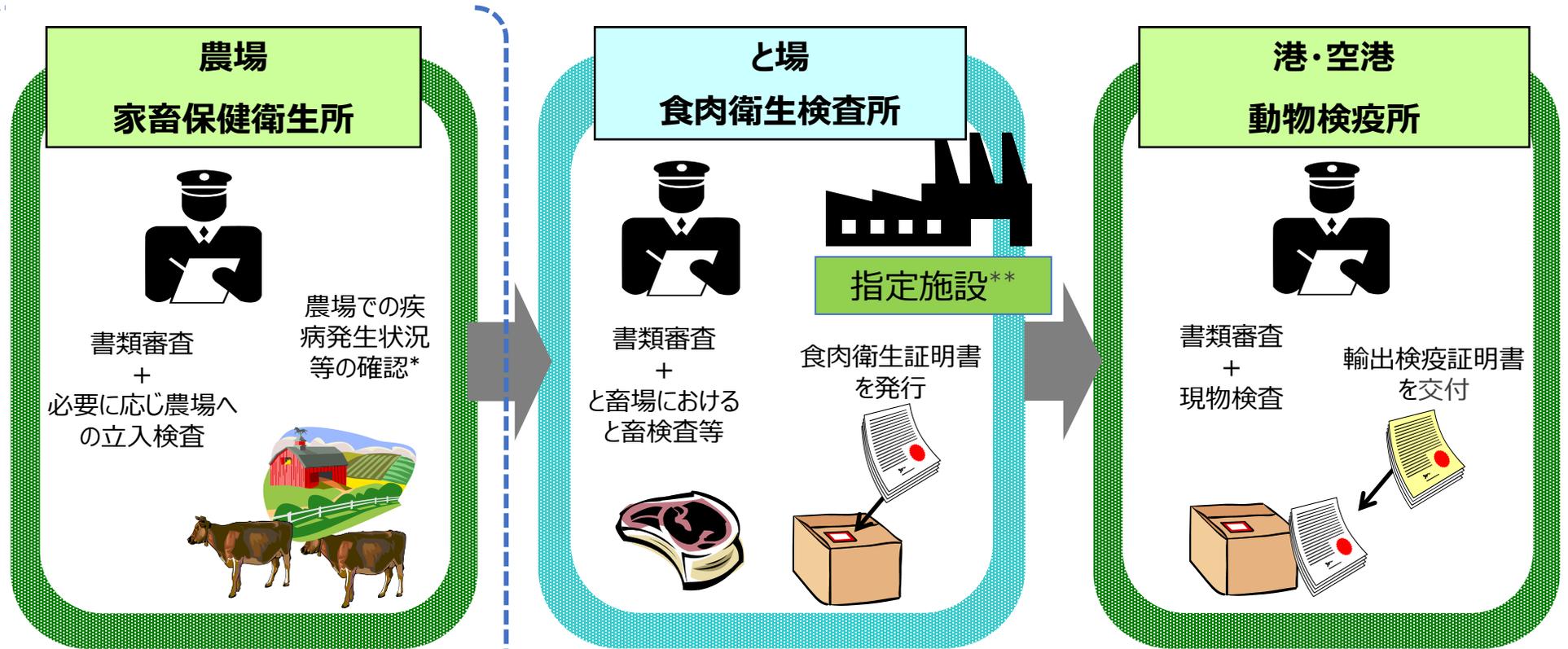
○：解禁済み

●：協議中

※：牛乳・ヨーグルト等について協議中。加工乳、バター、脱脂粉乳、チーズ等は解禁済み。

畜産物の輸出検査の流れ

○ 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。具体的な手続や証明書様式等は、農林水産省輸出・国際局が公表している「**取扱要綱**」により、**各国・品目ごとに定められている**。



* 農場段階での疾病発生状況や飼養状況について証明が求められている場合、家畜保健衛生所による確認が必要

** 施設指定要件がある国・地域への輸出の場合、当該国・地域向けに指定された施設（と畜場/食肉処理場）である必要

★ 畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査は実施されない。

畜産物の輸入協議に係る標準的手続

- 我が国に輸入される畜産物のうち、家畜伝染病予防法第37条等に基づく「**指定検疫物**」については、**輸入時に動物検疫の対象**となり、検疫の結果、輸出国政府が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ発行した**検査証明書**を添付する必要。検査証明書による証明事項は、2国間で設定する**家畜衛生条件**により、あらかじめ規定。
- 輸入解禁（**家畜衛生条件の締結**）の協議に際しては、「**標準的手続**」を定めることにより、**国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図っている。**

「標準的手続」に基づくリスク評価のステップ

① 要請国から**輸入解禁**等について我が国動物検疫当局に**要請**

② 我が国動物検疫当局は**質問票**を作成し要請国に**送付**

③ 要請国は全ての質問に**回答**し必要な情報を動物検疫当局へ送付。動物検疫当局は回答を**精査**し必要に応じて追加質問票を作成し送付。
(ステップ②と③は案件により数回繰り返す)

④ 動物検疫当局は要請国による全ての回答が揃ったことを確認

⑤ 動物検疫当局は全ての**回答を受け付け**、要請国に対して受付の通知を行う

⑥ **現地調査**の実施

⑦ 動物検疫当局（リスク評価チーム）は**リスク評価報告書案**を作成

⑧ 動物検疫当局は**家畜衛生部会**に**諮問**（報告）

⑨ 家畜衛生部会は**リスク評価結果**を**答申**

⑩ 動物検疫当局はリスク評価結果について**要請国に通知**

⑪ **家畜衛生条件**について**協議**

⑫ 動物検疫当局は**家畜衛生条件の締結**について要請国に通知

要請国

日本

家畜衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の**越境性動物疾病**（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、**国際的な協力が不可欠**であるという共通認識のもと、**国際機関、G7の枠組、獣医当局間及び研究所間で連携して活動**。
- また、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、**疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減**。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

○ 国際獣疫事務局（WOAH）

- GF-TADs（WOAHとFAOによるTADs防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等のTADsの防疫対策
- アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持

○ 国際連合食糧農業機関（FAO）

- 危機管理センターへの専門家派遣及び活動支援
- 牛疫ウイルスの適正管理・牛疫ワクチンの供給体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ G7CVO（首席獣医官）フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月
第5回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年9月
第6回	ゾーニング、バイオセキュリティ	バドヴァ	2024年10月

日中韓の協力

○ FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム

- 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施

○ 越境性動物疾病への対応に関する協力

- 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施

○ 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化

- 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

○ 農研機構 動物衛生研究部門（日本）

- ⇔ロシア 2016年、2020年
- ⇔ベトナム 2017年、2022年
- ⇔モンゴル 2020年
- ⇔台湾 2020年
- ⇔韓国 2021年
- ⇔ドイツ 2022年

家畜衛生に関する主な出来事

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- このような家畜衛生をめぐる情勢の変化に都度対応し、家畜伝染病予防法の改正など、家畜衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996 (H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000 (H12)	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルベスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004 (H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI（H5N1）感染が多数報告。
2005 (H17)	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に2頭）。	
2007 (H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）感染確認。
2015 (H27)	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016 (H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019 (H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。
2020 (R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。
2021 (R3)		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで2連続で大発生。
2022 (R4)	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発し、オセアニアを除き世界的に拡大。
2023 (R5)	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	オセアニアを除き、世界的にHPAIが続発。
2024 (R6)	ランブースキン病防疫対策要領策定。国内で初めてランブースキン病（LSD）が発生。	韓国釜山の野生いのししでASFが拡大。世界的にHPAIが続発。 米国の乳牛でHPAI（H5N1）が発生。
2025 (R7)		ドイツ、ハンガリー、スロバキア、韓国で口蹄疫が発生。 世界的にHPAIが続発。